

災害時貸付金借入のご案内

1. 対象者

50万円以上の借入れの限度額を有する共済契約者であって、災害救助法の適用される災害の被災区域内に事業所（※）を有し、かつ、当該災害の影響により次の（1）または（2）の要件に該当し、その旨の証明を市町村、商工会、商工会議所、中小企業団体中央会その他相当の団体から受けていること。

- （1）被災区域内にある事業所または主要な資産（※）について全壊、流失、半壊、床上浸水その他これらに準じる損害を受けていること。
- （2）当該災害の影響を受けた後、原則として1月間の売上高（※）が前年同月に比して減少することが見込まれること。

※ 共済契約者が共同経営者の場合はその共同経営者の個人事業主の事業に関するもの、共済契約者が会社等の役員の場合はその会社等の事業に関するものとなります。

2. 借入条件

（1）借入可能額

原則として納付済掛金の合計額に掛金納付月数に応じて7割～9割を乗じて得た額（50万円以上で5万円の倍数となる額）と1,000万円のいずれか少ない額。

なお、既に他の貸付を受けている場合にはその残高を控除した額の範囲内になります。

（2）借入期間

ご利用金額に応じ、以下の期間でのお借入となります。

（借入申込金額） 50～500万円：3年（36か月）
505～1,000万円：5年（60か月）

（3）返済方法

6か月毎の元金均等返済となります。

- ① 3年間でご利用の場合・・6か月毎に3年間 計6回で元金返済
- ② 5年間でご利用の場合・・6か月毎に5年間 計10回で元金返済

（4）借入利率

年 0.9%

（5）利用可能期間

災害発生の日から6か月以内

3. 手続方法

（1）被災証明願または罹災証明書の入手

『被災証明願（様式小840）』は「商工三団体（商工会、商工会議所、中小企業団体中央会）」等で、『罹災証明書』は市町村等で事前に証明を受けてください。

(2) ご契約手続き

必要書類等をお持ちになり、ご指定の商工中金の本・支店窓口でご契約手続きをお願いいたします。なお、災害時貸付につきましては、郵送での手続きも承っております。郵送でのお手続きにつきましては、別添のお申込みの流れをご確認ください。

【必要書類等】

- 小規模企業共済の契約者であることがわかる書類(例:共済契約締結証書(共済手帳)、中小機構からお送りした共済契約者番号の記載されている書類等)
- 本人確認書類(運転免許証、マイナンバーカード等)
- 借入金額に応じた収入印紙
- 印鑑登録証明書(3か月以内発行の原本)
- 実印
- 被災証明願(様式小840)^{*1}または罹災証明書

なお、商工中金以外を貸付取引窓口としている契約者様は、ご契約手続きの前に、以下の留意事項①の「取引支店変更申出書^{*2}」による取引支店変更手続が必要となります。

^{*1,2}の様式につきましては、機構HPからダウンロードにより入手が可能です。

【お申込みの留意事項】

- ① 商工中金以外を貸付取引窓口として登録している契約者様は、取引支店変更の手続きが必要です。この手続きに2週間程度のお時間が必要です。申込の混雑状況によっては更にお時間をいただくこともありますので、お早めのお申込みをお願いいたします。
(「取引支店変更申出書」送付先)

〒105-8453

東京都港区虎ノ門3-5-1虎ノ門37 森ビル

中小企業基盤整備機構 共済事業グループ 小規模共済融資課 宛

- ② ご契約手続きについて、窓口の商工中金においては、新型コロナウイルス感染症の拡大防止に向けて職員の交代勤務を行っています。そのため窓口が大変混雑することが想定され、受付人数を制限する場合がございます。また、契約のお手続きにお時間を要し、当日中に契約・ご資金の提供が困難なケースも想定されます。事情を十分ご理解のうえ、円滑なお手続きへのご協力をお願いいたします。

(ご契約の窓口)

ご指定の商工中金 本・支店窓口。

(ご参照 <https://www.shokochukin.co.jp/atm/list/>)

営業時間： 9:00～12:00 13:00～15:00 (13:30 受付終了)

(12:00～13:00 はお昼休みとなりますのでご注意下さい)

(お問い合わせ先)

中小企業基盤整備機構 共済相談室 050-(5541)-7171